

# 里親研修カリキュラム(例)

未定稿

## (1) 基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する  
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）  
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日+実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ  
②要保護児童の理解について（ex社会的養護の下で生活する児童）  
③里親以外の子育て支援について（ex地域の子育て支援サービス）  
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）  
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

## (2) 認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日+実習2日程度
- 内容
- |                                    |                  |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）         | ⑥里親養育上の様々な課題     |
| ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） | ⑦児童の権利擁護と事故防止    |
| ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）              | ⑧里親会活動           |
| ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）          | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）           | ⑩実習（児童福祉施設、里親）   |

## (3) 更新研修（認定または更新後5年目の養育里親。認定有効期間内に受講し認定更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など  
②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex思春期心性、問題行動への対応）  
③養育上の課題に対応する研修（ex自立、告知について）  
④意見交換（ex養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法）  
なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

## ◇里親研修(カリキュラム案～例)

## (1)基礎研修カリキュラム(養育里親を希望する者を対象とした基礎研修)

- 目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する  
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)  
 ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親となることを希望する者

期 間 1日+実習1日程度

内 容

- |   |              |
|---|--------------|
| ①里親制度の基礎Ⅰ                               | 60分(里親養育論)   |
| ②保護を要する子どもの理解について(ex社会的養護の下で生活する児童)     | 60分(養護原理)    |
| ③里親以外の子育て支援について(ex地域の子育て支援サービス)         | 60分(児童福祉論)   |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの) | 120分(里親養育演習) |
| ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)                  | 1日間(養育実習)    |

## (2)認定前研修カリキュラム(基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、養育里親として認定される)

目 的 社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者

期 間 2日+実習2日程度

内 容

- |                                    |                      |            |
|------------------------------------|----------------------|------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準)         | } 90~120分<br>(里親養育論) |            |
| ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) |                      |            |
| ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応)              |                      | 60分(発達心理学) |
| ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養)          |                      | 60分(小児医学)  |

⑤関係機関との連携（児相、学校、医療機関）	}	150～180分 （里親養育援助技術）
⑥里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）		
⑦子どもの権利擁護と事故防止		
⑧里親会活動		60分（里親養育演習）
⑨先輩里親の体験談・グループ討議（ex 養育に関するノウハウ）		120分（里親養育演習）
⑩実習（児童福祉施設、児童を委託している里親）2日間程度 実習プログラムとしてi～vを実施		
i 施設長の説明（今日の施設入所児の動向、里親への期待など）		45分
ii 家庭支援専門相談員（その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ、委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など）		45分
iii 保育士、児童指導員または心理士（子どもとかかわるうえで留意していること）		45分
iv 栄養士（食育について、子どもの食事について乳児院—授乳、離乳食、幼児食 児童養護施設—幼児食と子どもの食事）		45分
v Q & A		60分
上記 i～v は朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施		

(3) 更新研修カリキュラム（認定または更新後5年目の養育里親。認定有効期間内に受講し更新する）

目的	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
実施機関	都道府県（法人、NPO等に委託可）
対象	更新前の養育里親
期間	1日程度
内容	

- |   |              |
|---|--------------|
| ①社会情勢、改正法など                                     | 60分（児童福祉制度論） |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など（ex 思春期心性、問題行動への対応）          | 60分（発達心理学）   |
| ③養育上の課題に対応する研修（ex 自立、告知について）                    | 60分（里親養育演習）  |
| ④意見交換（ex 養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法） | 120分（里親養育演習） |

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

## 養育里親研修について

養育里親の研修は、次のとおり都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う。

- 1 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施すること。
- 2 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

### 別表

区 分	科 目
基礎研修	里親養育論（講義） 養護原理（講義） 児童福祉論（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
認定前研修	里親養育論（講義） 発達心理学（講義） 小児医学（講義） 里親養育援助技術（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
更新研修	児童福祉制度論（講義） 発達心理学（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）※未委託の場合のみ

注 1 養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

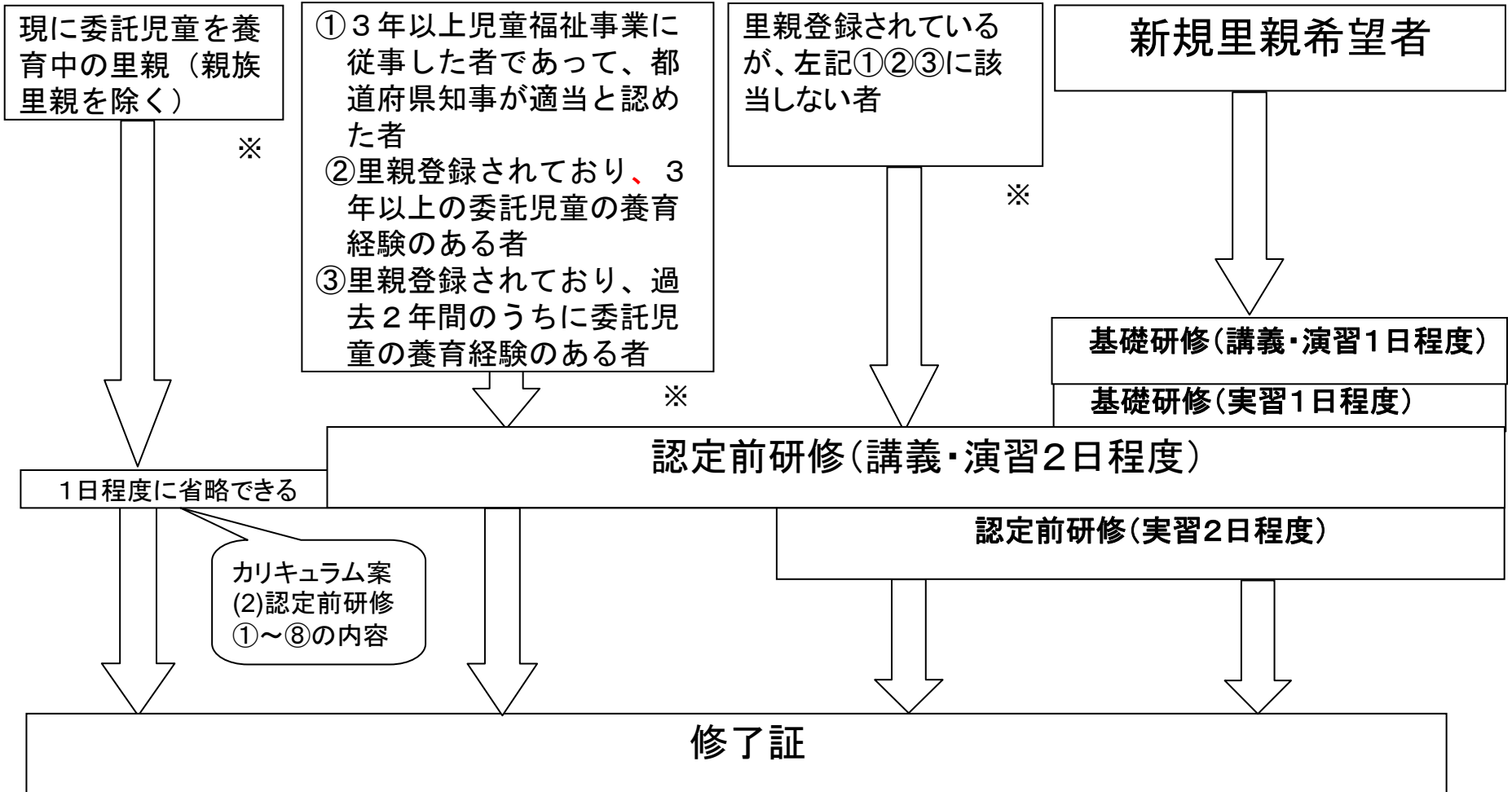
注 2 専門里親の研修を修了した者は、養育里親の研修を修了したものとみなす。

注 3 児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童を処遇する職員として一定期間勤務したことがある者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及び里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部並びに認定前研修の科目の一部を免除することができる。

現に里親登録されているその他の者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部を免除することができる。

# 研修の一部免除のイメージ（案）

児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける



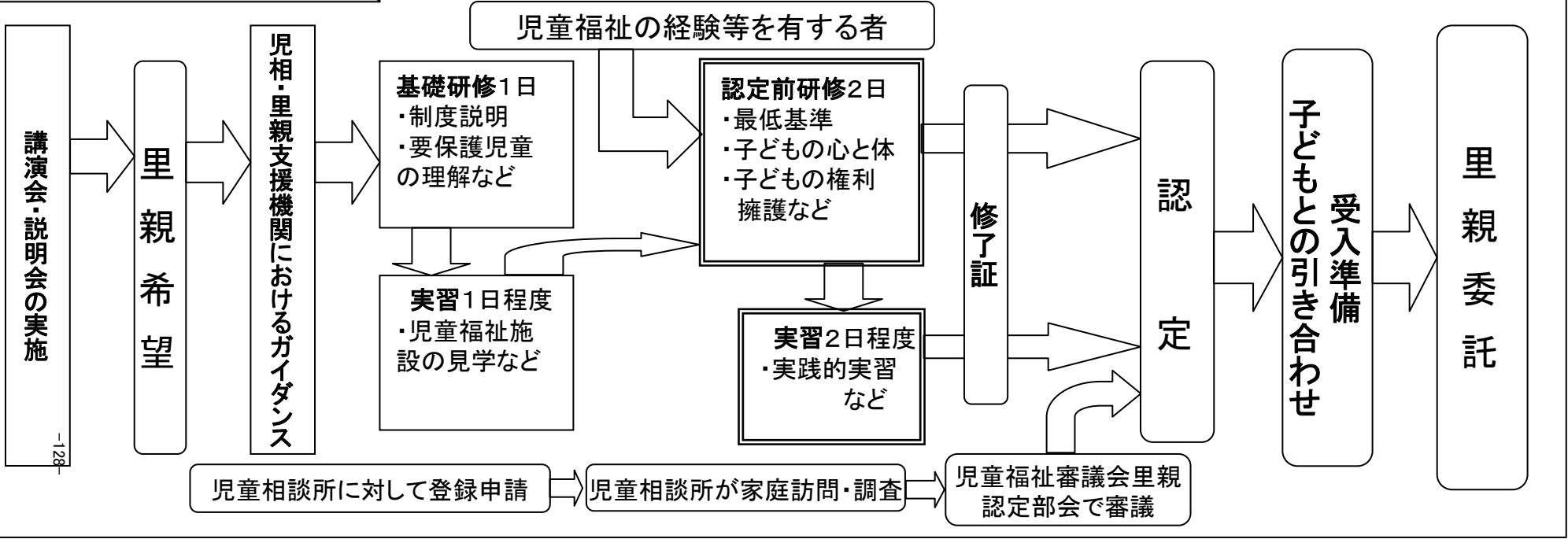
-127-

※直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

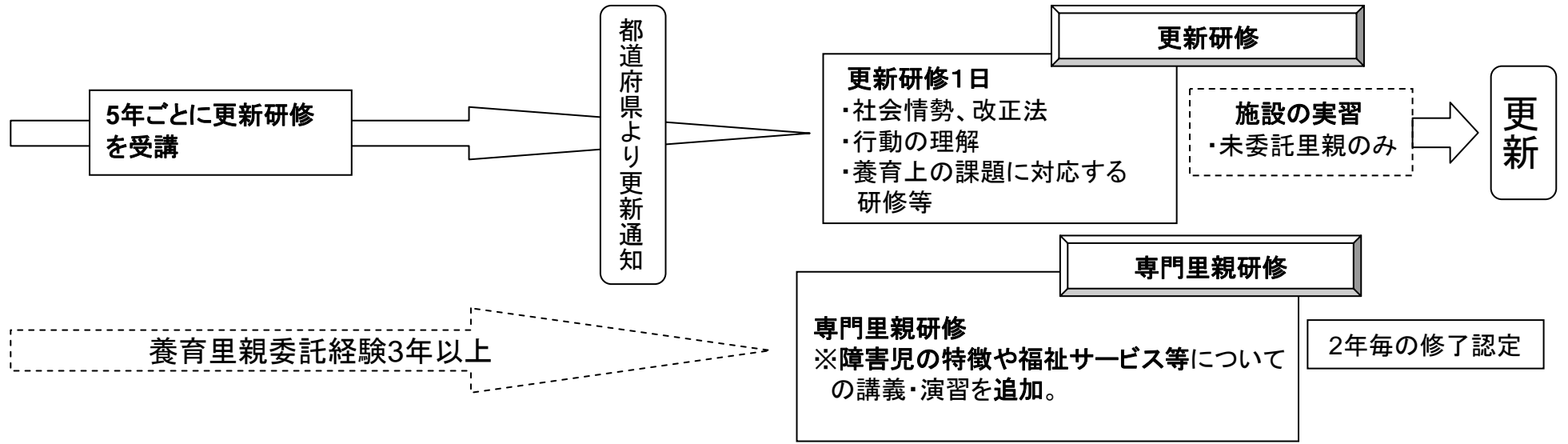
# 養育里親の研修と認定の流れ(案)

未定稿

## 認定までの研修



## 更新研修



## 養育里親研修制度の運営について

## 第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

## 第2 養育里親研修

## 1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の認定更新時に実施する「更新研修」であること。

## 3 研修対象者

- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 認定更新を希望する者

## 4 研修の実施方法

## (1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

## (2) 研修の方法

- ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- イ 研修科目は、「養育里親研修について」の別表に掲げるものであること。
- ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

## (3) 研修科目の免除（基礎研修、認定前研修）

- ア 現に里親登録されている者（以下イからオに掲げる者を除く）については、基礎研修を免除できること。
- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修

のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

エ 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ 現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の免除及び講義及び演習の一部を免除できること。

カ ア～オに加え、直近5年間に都道府県が実施した研修その他都道府県が適当と認めた研修であって、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の科目の一部又は全部を免除できること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付



都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から5年間とすること。

(5) その他

(3) のオにより基礎研修、認定前研修の科目の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

## 養育里親研修テキスト (概要版)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

## 基礎研修カリキュラム

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ①里親制度の基礎Ⅰ         | (里親養育論)  |
| ②保護を要する子どもの理解について | (養護原理)   |
| ③里親以外の子育て支援について   | (児童福祉論)  |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議  | (里親養育演習) |
| ⑤実習               | (養育実習)   |